

厚生労働科学研究の成果に関する評価

(令和4年度報告書)

厚生科学審議会
科学技術部会

令和5年7月13日

厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和4年度報告書）

1. はじめに	1
2. 評価目的	2
3. 評価方法	
1) 評価の対象と実施方法	4
2) 各研究事業の記述的評価	4
3) 終了課題の成果の評価	5
4) 評価作業の手順	6
4. 評価結果	
1) 評価対象である研究事業の一覧	8
2) 各研究事業の記述的評価	
I. 行政政策研究分野	
1. 政策科学総合研究事業	
(1) 政策科学推進研究事業	10
(2) 統計情報総合研究事業	12
(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	14
(4) 倫理的法的社会的課題研究事業	16
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	18
3. 厚生労働科学特別研究事業	20
II. 疾病・障害対策研究分野	
1. がん対策推進総合研究事業	
(1) がん政策研究事業	22
2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	24
(2) 女性の健康の包括的支援総合研究事業	26
(3) 難治性疾患政策研究事業	28
(4) 腎疾患政策研究事業	30
(5) 免疫アレルギー疾患政策研究	32
(6) 移植医療基盤整備研究事業	34
(7) 慢性の痛み政策研究事業	36
3. 長寿・障害総合研究事業	
(1) 長寿科学政策研究事業	38
(2) 認知症政策研究事業	40
(3) 障害者政策総合研究事業	42
4. 感染症対策総合研究事業	
(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	44

(2) エイズ対策研究事業	46
(3) 肝炎等克服政策研究事業	48
Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野	
1. 地域医療基盤開発推進研究事業	50
2. 労働安全衛生総合研究事業	52
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	54
(2) カネミ油症に関する研究事業	56
(2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	57
(3) 化学物質リスク研究事業	59
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	61
3) 終了課題の成果の評価	63
5. 研究事業全体の評価	65

1. はじめに

厚生労働科学研究は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究を支援してきた。厚生労働科学研究には、目的志向型研究 (Mission-Oriented Research) という役割があり、国民の健康・安全確保を推進する政策等に着実に貢献しえる研究成果が求められるところである。

研究の評価に関しては、科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定された第2期科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）に、優れた成果を生み出す研究開発システムの必要性が指摘されたことから「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、さらに平成16年度には、旧大綱的指針のフォローアップに基づき、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため旧大綱的指針が見直され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月内閣総理大臣決定）が策定された。

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、平成20年10月には、評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民・社会への還元を迅速化、被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化するなど、さらに指針を見直して「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された。

その後、平成23年8月に閣議決定された第4期科学技術基本計画には、科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立と研究開発評価システムの改善及び充実の必要が、平成28年1月の第5期科学技術基本計画には、Society5.0の推進、イノベーションの創出が謳われた。令和2年には近年の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっていることを踏

まえ、従来の「科学技術基本法」を変更する形で「科学技術・イノベーション基本法」が成立した。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、令和3年3月にはグローバル課題への対応と国内の社会構造の改革の両立の観点等を盛り込んだ第6期科学技術・イノベーション基本計画が策定されたところである。また、総合科学技術会議における意見具申を受け、平成24年12月、さらには平成28年12月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改正された。（2～3ページ＜参考1＞参照）。

これらに対応するため、厚生労働省では平成14年8月に「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を策定し、その後旧大綱的指針の改定等を踏まえて適宜改定（平成17年8月、平成20年4月、平成21年12月、平成22年4月、平成22年11月、平成27年4月、平成29年3月）を行い、研究開発評価の一層効果的な実施に努めてきた。（3～4ページ＜参考2＞参照）。

特に、厚生科学審議会科学技術部会では、平成15年度より厚生労働科学究費補助金の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果の適切性及び研究成果について評価を行っている。以上の背景を踏まえ、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会では、厚生労働科学研究補助金の成果の評価を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき行うものである（3～4ページ＜参考2＞参照）。

2. 評価目的

厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的として評価を実施する。

評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

＜参考1＞

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）

第1章 基本的考え方

Ⅱ. 研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方向）

第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現するため、また、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決する

ため、以下の観点から改定を行う。

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせることで解決を図ることが必要である。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、それに必要な研究開発課題等の活動を組み合わせることで実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとめりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

このため、研究開発プログラムの評価の意義を再徹底するために、『研究開発プログラム』の定義や求められる要件、研究開発プログラムとして評価すべき点等についての記述を充実する。

2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第5期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いていた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにもなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

このため、第5期科学技術基本計画で求められる研究開発及びそのマネジメント等に対応した研究開発評価に係る留意事項を新たに追加する。

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価は、本来なすべき研究開発等の活動、意思決定、政策遂行の妨げにならなくてはならず、本末転倒にならぬよう、現場に過度の負担を強いることなく、イノベーション創出等、研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

このため、研究開発評価に係る負担の軽減にかかる留意事項を可能な限り具体化するとともに、前回大綱的指針の記述のうち、関連する留意事項を集約する。

<参考2>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成29年3月24日一部改正）

第5編 研究開発プログラムの評価

第1章 評価の実施主体

研究事業の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、様々な機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、

社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、（1）厚生労働科学研究の各研究事業及び（2）令和4年度終了課題の成果である。

令和4年度終了課題の評価は、厚生労働科学研究成果データベースの「行政効果報告（助成研究成果追跡資料）^{注1}」（図1）に登録された令和5年6月23日時点のデータを基礎資料として使用した。

^{注1}：「行政効果報告（助成研究成果追跡資料）」は、平成17年度の研究成果の報告より新たに導入したもの。厚生労働科学研究事業の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から5年間は随時WEB上でデータを更新することをお願いしている。

なお、「成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）」については、令和5年4月よりこども家庭庁へ移管されたことに伴い、こども家庭庁において、令和4年度の評価を行っている。

2) 各研究事業の記述的評価

今回作成した各研究事業の記述的評価は、これまでの事業の成果に基づいて、評価委員会が作成した。

その過程で各研究事業所管課（室）に「厚生労働科学研究の成果のまとめ（令和4年度）」（資料2-2）を以下の項目に従って作成することを依頼し、記述的評価作成のための参考資料とした。

1. 研究事業の基本情報
2. 研究事業の予算、課題採択の状況
3. 研究事業の目的
4. 研究成果及び政策等への活用状況
5. 研究成果の評価
6. 改善すべき点、及び今後の課題

※論文、学会発表等の件数は、令和4年度終了課題を集計したものである。

3) 終了課題の成果の評価

平成17年度より、研究代表者が、研究終了課題の成果を随時WEB上で登録できるシステムを構築したことから、平成17年度終了研究課題より、当該研究課題の研究代表者に対して終了課題の成果のWEB入力を依頼し、その結果を基礎資料とした。調査項目は、成果と発表状況に関して行った。詳細は表1のとおりである。

表 1

1.成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2.発表状況	
2-1	原著論文
	(1) 和文
	(2) 英文等

2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況
	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動
3.【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

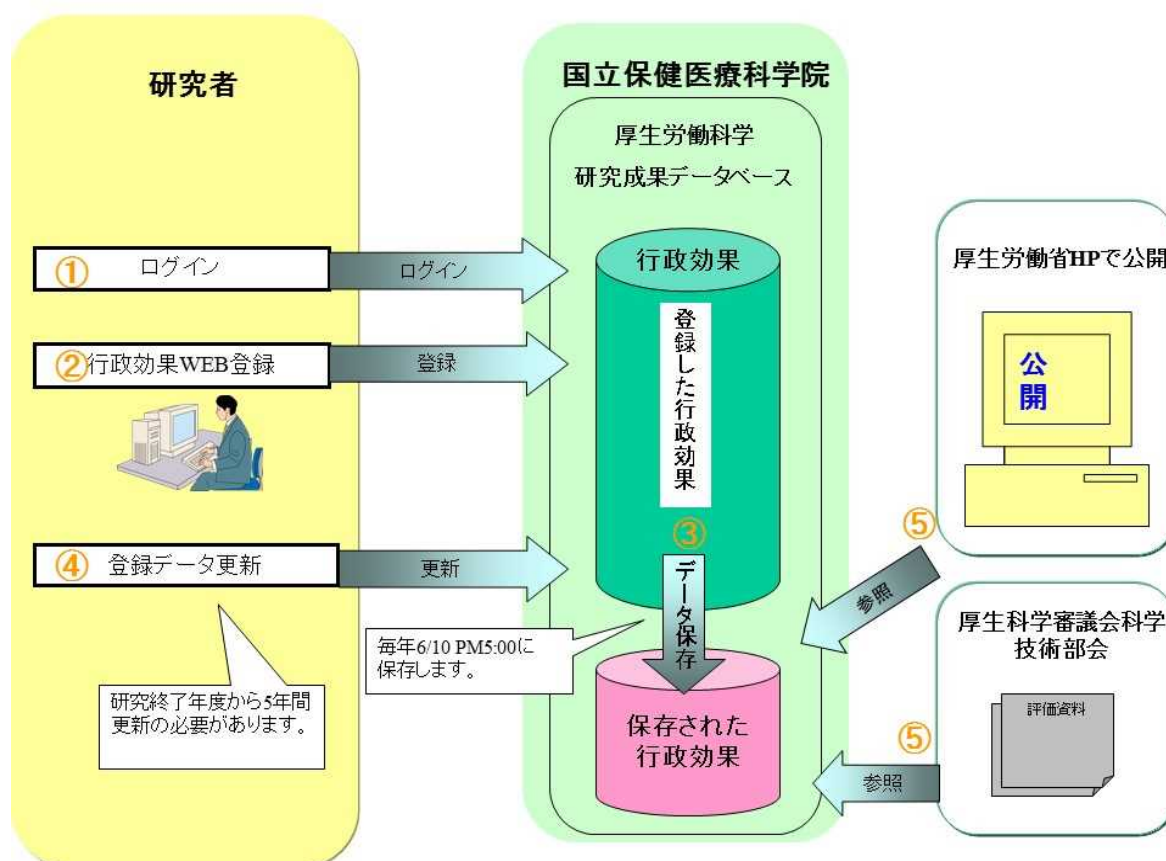


図 1

4) 評価作業の手順

各研究事業の所管課（室）より提出された評価委員会の意見が加味された資料による評価

と各研究事業の研究代表者がWEB登録した研究終了課題の成果の評価を行った。

なお、今回の評価を行うに当たり、研究事業所管課が研究事業の評価を行う際の指針（3～4ページ〈参考2〉参照）で示されている観点等を参考にした。

4. 評価結果

1) 評価対象である研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

1. 政策科学総合研究事業

(1) 政策科学推進研究事業

(2) 統計情報総合研究事業

(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業

(4) 倫理的法的社会的課題研究事業

2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

3. 厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

1. がん対策推進総合研究事業

(1) がん政策研究事業

2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

(2) 女性の健康の包括的支援総合研究事業

(3) 難治性疾患政策研究事業

(4) 腎疾患政策研究事業

(5) 免疫アレルギー疾患政策研究事業

(6) 移植医療基盤整備研究事業

(7) 慢性の痛み政策研究事業

3. 長寿・障害総合研究事業

(1) 長寿科学政策研究事業

(2) 認知症政策研究事業

(3) 障害者政策総合研究事業

4. 感染症対策総合研究事業

- (1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
- (2) エイズ対策研究事業
- (3) 肝炎等克服政策研究事業

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

- 1. 地域医療基盤開発推進研究事業
- 2. 労働安全衛生総合研究事業
- 3. 食品医薬品等リスク分析研究事業
 - (1) 食品の安全確保推進研究事業
 - (2) カネミ油症に関する研究事業
 - (3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
 - (4) 化学物質リスク研究事業
- 4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2) 各研究事業の記述的評価

令和4年度 政策科学推進研究事業「成果に関する評価」

(295,828千円)

1. 研究事業の概要

社会・経済構造の変化とそれに対応する社会保障の構築に資する研究を推進することにより、各施策に資する客観的根拠を得ることで効果的・効率的な社会保障施策立案を目標とする。

2. 研究事業の成果

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進に係る検証のための研究」（令和2～4年度）では、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のための進捗チェックリストガイド」や事業対象者リストを自動作成する「一体的実施・KDB 活用支援ツール」の解説書、前述ツールで出力したCSVデータの加工ツールの作成を行った。

「社会構造の変化を踏まえた保健医療にかかる施策立案に資する国際疾病分類の国内導入のための研究」（令和2～4年度）では、ICD-11国内導入にむけ、ICD-11準拠の新たな分類を試作し、分析を行った。

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」（令和3～4年度）では、年金制度改正の前提となる所得・資産分布の状況について詳細な分析を行った。

「診療現場の実態に即した医療ビッグデータ（NDB等）を利活用できる人材育成促進に資するための研究」（令和3～4年度）では、先行研究において開発したオンデマンドのオンライン教育プログラムを改良し、さらに新たなe-Learningプログラムを追加し、コロナ禍においても可能なオンラインプログラムを実践運用した。

3. 成果の評価

社会・経済構造の変化に対応し、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが必要であり、本研究事業では社会保障施策立案に資する理論的・実証的研究が不可欠である。

省内関係部局と調整の下、施策の推進に必要なかつ緊急性の高い課題を設定し、適切な事前評価により、効率よく、優れた研究が採択・実施された。多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、医療・介護・福祉・年金・雇用等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用された。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で有用な基礎的な理論、データを蓄積する研究が行われた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能かつ適切な社会保障制度の構築には、医学、社会学、経済学、法学、統計学等広範な分野にわたる検討が必要である。社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、たとえば、AIによるビッグデータの解析等新たな研究手法の導入に加え、各分野の専門研究者や様々な研究機関の協力の下で、研究体制の強化に取り組むべきである。

また、国民の健康に直結する研究成果については、関係学会等の学際的評価を踏まえ、積極的な普及啓発を進めるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

統計データを活用し、政策の企画立案に資するエビデンスの創出につなげ、医療・保健・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題の解決に貢献することを目的として、統計情報の収集、分析、公表等の手法に関する研究、統計情報の精度の向上や国際比較可能性の向上に関する研究などを実施している。

2. 研究事業の成果

「人口の健康・疾病構造の変化にともなう複合死因の分析手法の開発とその妥当性の評価のための研究」(令和2～4年度)では、独自にコード化した2003年～2021年分の死亡診断書データを用いて、原死因割合と複合死因割合の推移と原死因と複合死因の関連性を明らかにした。「患者調査の効率的な実施手法の確立に資する研究」(令和3～4年度)では、患者調査の効率化を阻害する要因を調査し、医療施設や厚生労働省での使用を想定した、傷病名の決定やICDコーディングの効率化を図るICTツールを開発した。

「国際生活機能分類ICFを用いた医療と介護を包括する評価方法の確立とAIを活用したビッグデータ解析体制の構築」(令和2～4年度)では、心不全高齢者のICF項目とQOLに関する前向きコホート研究を行ったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響でデータ収集が難しく、AIを用いたQOL推計に関する検証が十分にはできなかった。

3. 成果の評価

社会保障をとりまく状況が変化中、エビデンスに基づいた政策立案の必要性が高まっており、根拠を示す統計データの利活用は不可欠である。本研究事業は、統計データを活用したエビデンスを示し、政策評価にも資するエビデンスを創出するために必要である。また患者調査の効率化に資する研究や、WHOが作成する国際統計分類の我が国への適用による国際比較可能で説得力のある統計を用いた課題解決に資する研究を行うなど、必要性の高い課題を実施した。

また、研究計画等の妥当性を省内外の動向を踏まえて評価し、必要かつ緊急性の高い研究を優先的に採択することで、効率的に研究事業を推進し、定期的実施される統計調査を見据えた計画、WHOの動向に合わせた計画・実施体制を持つ研究課題を採択することで、目標・成果が適切に管理された。

さらに、本研究事業により、妥当性の高い統計データの作成に関する知見及び国際比較可能性の向上に直結する知見を得ることで、保健医療政策の検証・立案に貢献しており有効性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能な社会保障制度の構築、政策評価に必要なエビデンスの創出に必要な研究課題を推進することが重要であり、今後も厚生労働統計の効果的な実施および有効性の確保を図りながら、国民生活の向上に寄与するためにより効率性の高い統計調査を設計していく必要がある。

令和4年度においては統計調査の国際比較可能性の確保・向上や調査手法の効率化に資する基盤整備を行った。今後も、ICFなどの国際統計分類を他の領域へ拡大し、国内外での活用に向けた研究が必要である。また、患者調査の効率化を図るICTツールプロトタイプに関しては、実用に向けたさらなる検証が必要である。ICFを用いた医療と介護を包括する評価方法の確立に関する研究については、調査データを増やす方策を検討する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

健康・医療分野における ICT や AI を活用することによる医療の質の向上と均てん化、診療支援基盤の構築や ICT・AI 開発のためのデータ利活用を推進し、行政政策の科学的根拠を得る。

2. 研究事業の成果

「関連学会の取組と連携した PRO ガイドラインの作成」（令和2～4年度）では、医療における患者の主観的健康アウトカム（Patient-reported outcomes: PRO）に関係するステークホルダー向けに、日本初の公的なガイドライン（ガイダンス集）を作成し、幅広いステークホルダーが使いやすい様に、web 上に特設ページを開設して、ダウンロード可能な状態で公表した。

「薬局ヒヤリハット事例に対する安全管理対策評価に関する AI 開発」（令和2～4年度）では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が行うヒヤリハット事例の評価に資する AI 開発を実施し、令和5年4月以降に本研究で開発した AI を、PMDA におけるヒヤリハット評価支援と位置付けて試用することが承認された。

3. 成果の評価

健康・医療分野における、ICT や AI を活用することによる医療の質の向上と均てん化、診療支援基盤の構築や ICT・AI 開発のためのデータ利活用の推進に貢献するものであり、医療データを収集し安全かつ円滑に使用できる環境を整備し、日本における ICT・AI 開発を加速させるとともに、医療現場の負担軽減につなげるために重要である。成果は医療データを利活用する基盤となるものであり、データヘルス推進本部、保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム、AI 戦略における議論を踏まえた政策を推進する上で不可欠である。

また研究の進捗状況を評価する中間評価委員会の評価結果を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図った。また事前、中間、事後の各段階で、外部有識者から構成される評価委員会で効率性の観点を重視して研究評価を行った。

4. 改善すべき点及び今後の課題

世界的に保健医療分野におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の流れが加速している中で、医療データを取り扱う上でのセキュリティの問題や、医療機関における AI の導入における課題など、AI 技術の社会実装に伴う課題を抽出するとともに、その対応方策の検討を行うことが肝要であることが、保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム等で指摘されている。

それらの議論や AI 戦略等を踏まえ、引き続き、保健医療分野における ICT・AI 開発に求められる環境整備に関する研究、保健医療分野の AI 実装等データ利活用状況等の調査研究、また、ICT・AI を活用した現場の負担軽減や医療の質の均てん化、更なる精度向上に繋がる効率的なシステム開発と活用に向けた研究等を実施する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

最先端の技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないように、新たな技術をもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues：ELSI）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。本研究事業は、人工知能（AI）・ゲノム医療に焦点を当て、具体的なELSIを抽出、検討し、その解決策の提言やガイドラインを作成するための検討を行うことを目的とした。

2. 研究事業の成果

「国民が安心してゲノム医療を受けるための社会実現に向けた倫理社会的課題抽出と社会環境整備」（令和2～4年度）では、ゲノム医療の推進のために、適切なゲノム情報の取扱い、患者サポート体制の強化、国民に対するゲノム・遺伝子に関する知識の普及啓発や教育の充実等といったELSIを整理し、それらを解決した上でゲノム医療を推進することを目的として「がん遺伝子パネル検査 二次的所見患者開示推奨度別リスト」の改訂等を実施した。

また、「保健医療分野におけるデジタルデータのAI研究開発等への利活用に係る倫理的・法的・社会的課題の抽出及び対応策の提言のための研究」（令和4～5年度）では、臨床で得られたデジタルデータをAI医療機器開発に活用する際の論点を抽出し、諸外国の状況や国内における最新の法制度・ガイドライン・倫理指針などを調査、検討して、今後の研究の基盤となる仮名加工情報の加工基準となるガイドラインの素案を作成した。

3. 成果の評価

AI技術に関しては、医療を含む社会の諸活動を改善させ得る技術であるが、他方、人々の間には不安や懸念も抱かれており、国内外の機関で倫理的な検討が進んでいる中、それらの議論も踏まえ、保健医療分野におけるAI技術に対する不安・懸念を特定しようとする当研究の試みは、人々のAIに対する信頼を獲得して利活用を促進するために必要であるため、本研究は高く評価することが出来る。

また、パネル検査及び全ゲノム解析をはじめとするゲノム医療は、適切な治療を患者に届けるための有望な検査法であるが、その一方でゲノム情報に関連した不利益に対する対策が必要であり、検査の実態及び問題点を明らかにし、その対策を検討する本研究は高く評価することが出来る。

研究事業の推進にあたっては、ウェブ会議の実施や研究班への評価結果のフィードバックにより、研究が効率的に遂行された。

4. 改善すべき点及び今後の課題

ゲノム医療分野については、令和5年6月にゲノム医療法が成立し、遺伝情報の解析により患者が不当な差別を受けたり、不利益を被ったりすることがないように、指針の策定

が求められている。

また、急速に進展する生成 AI を巡っては、その利用におけるリスク等について国内外で議論がなされているところであり、今後、厚生労働分野における利用に際しての対応策の検討が必要となることが見込まれる。

こういった最先端の科学技術の社会実装によりイノベーションを推進していくために、ゲノム医療、ICT、AI 等の科学技術の開発とこれらの科学技術がもたらす ELSI の影響が、国民の不利益に繋がることのないよう、ELSI をリアルタイムで検討する本研究事業を並行して実施していくことが必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和 4 年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和4年度 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業 「成果に関する評価」

(41,250千円)

1. 研究事業の概要

地球規模の保健課題は、近年国際社会において重要性が非常に高まっている。我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活用して、限られた財源の中でより効果的・効率的に国際保健に貢献し、保健分野における国際政策を戦略的に主導し、国際技術協力等を強化するために、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に資する研究等を実施する。

2. 研究事業の成果

WHO 総会において加盟国代表として我が国の立場を効果的に主張する技術を学ぶための模擬国際会議の開催、国際保健人材育成のための教材の作成、アジア地域における UHC 達成に向けた研究結果や提言をまとめた一般および政策担当者向けリーフレットの配布と活用等、国際保健人材の養成や国際的な施策作りに資する成果が得られた。日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究では、日中韓の3か国の専門家が集まり、三国共通の課題である少子高齢化について各国の知見が互いに共有されたとともに、論文・学会発表も活発に行われた。ASEAN については高齢化対策の事例を収集・整理して ASEAN-Japan Healthy&Active Ageing Indicators(HAAI)の改訂が行われた。

3. 成果の評価

各研究課題は厳密な進捗管理のもとで、効率的に遂行された。若手国際保健人材育成のための研修及び教材開発等の成果は、既にアカデミアで活用されており即時的な効果が得られているほか、今後の教材開発や教育プログラム策定にも活用される予定であり、我が国の国際社会における存在感を維持及び強化する上での長期的効果が期待されるものであり、特筆すべき成果である。高齢化に関する2課題の成果は、ASEAN 諸国をはじめアジア各国での高齢化政策の立案・実施・評価に役立てられるとともに、我が国が高齢化に関する国際会議等の議論を主導する際に活用されることが期待される。UHC に関する研究課題で得られた成果は、特にアジア各国における UHC 達成に向けた政策立案の材料として活用されるだけでなく、我が国が長年主導してきた UHC 実現に向けた国際的な議論においても貢献すると考えられ、行政的意義が大きい。

4. 改善すべき点及び今後の課題

昨今の新型コロナウイルス感染症対応の中で、多様な国際機関や組織の役割及び取組の重複が明らかになるとともに、三大感染症を含むその他の感染症及び非感染性疾患の対策や SDGs 達成への進捗速度の低下が懸念されている。これらを踏まえ、残された国際保健課題の解決のために我が国がなし得る効果的な介入、世界エイズ・結核・マラリア対策基金への我が国の効果的な拠出に関する研究を実施する必要がある。また我が国が主導してきた UHC においては、パンデミックの予防及び対策、医療の質・医療安全等の国際的に提案されている新たな要素について分析し、我が国あるいは世界が UHC 達成に

寄与するために行うべき介入について検討する必要がある。さらに国際保健各分野の動向を分析し、我が国が国際的なニーズに対応した国際政策を打ち出し、UHC 推進を含む SDGs の達成への貢献と各分野のイニシアチブを取ることに繋げていく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合に、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用することを目的として実施している。

2. 研究事業の成果

本研究事業は、厚生労働行政に直結する課題解決を目的に実施されており、幅広い分野において活用されている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、厚生労働行政における政策課題にも対応する必要があったため、当初予算に加え、第2次補正予算約100,000千円を活用し、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応を踏まえた諸課題に対する研究や、緊急的に発生した厚生労働行政の諸課題に対応する研究等、計36課題を実施した。

具体的な成果物の例としては、G7保健大臣会合に向けた政策提言とこれを基盤とした「G7長崎保健大臣宣言」及び「G7 UHC グローバルプラン」の合意や「G7広島首脳コミュニケ」への反映、長時間労働医師への面接指導を適切に運用していくための改訂版「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」のとりまとめ、急速に拡大しつつある植物由来の危険ドラッグに対する措置を講じるための判断根拠となる科学的データの収集・分析によって得られた成果を活用することによる医薬品医療機器等法に基づく指定薬物の指定、新型コロナウイルス感染症のような有事に対処できる人材育成のための地方衛生研究所におけるガイドラインの作成などが挙げられる。

3. 成果の評価

緊急的に発生する厚生労働行政における諸課題に対し、迅速かつ適切に研究課題を設定し、多くの研究成果を上げることができた。厚生労働科学研究の中で、このように短期間で集約的に研究を遂行できるのは本研究事業のみであり、極めて必要性の高い研究事業であった。

研究成果は、国際会議や関連する審議会・検討会等における検討資料、法令や指針等の基礎資料、マニュアル等の改定として活用されており、厚生労働省の各部局における施策の企画・立案・実施等に活用され、概ね事業の目的に沿った成果を得た。

研究事業の推進にあたっては、各研究課題の進捗管理を厳密に行ったため研究が効率的に遂行された。本研究事業は原則として単年度の研究であるが、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各部局との連携のもと継続できるようにした。

4. 改善すべき点及び今後の課題

特になし。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決するため、「がん研究10か年戦略」で掲げられた「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究領域」と「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域」の2領域について、がん対策推進基本計画の目標達成をめざす。

2. 研究事業の成果

がん検診に関する成果として、HPVワクチンキャッチアップ接種の効果予測が行われた。

がん医療に関する成果として、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の推進に資する人材育成プログラムの作成、小児がん拠点病院等のQuality Indicatorの継続的な測定と指定要件の改定への活用がなされた。

がんとの共生に関する成果としては、がん相談支援センターにおける効果的な研修を目的として、オンライン研修企画者の手引きが作成された。

さらに、全ゲノム解析等実行計画の推進に向けて、解析結果の患者への還元、解析・データセンター、ELSI等における課題の整理が行われた。

3. 成果の評価

行政的・社会的な研究のうち、緩和ケア・相談支援等に関する「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、がん検診やがん診療の提供体制等に関する「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率的に研究が進められており、得られた研究成果を検討会で報告する等、政策への活用もされている。今後も「がん研究10か年戦略」を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策推進基本計画の着実な推進に資するよう事業を行っていくことが重要である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

がんは国民の疾病による最大の死亡原因となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、総合的ながん対策が進められてきた。令和5年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」において掲げられた「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の3本の柱における諸課題の解決に向けて、また、令和5年4月に開始した「がん研究10か年戦略」の見直しに向けた議論を踏まえ、「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、一層の研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和4年度 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「成果に関する評価」

(596,160千円)

1. 研究事業の概要

生活習慣病は医療費の約3割、死亡者数の約5割を占めている。急速な高齢化、疾病構造の変化を背景とした社会の中で、健康寿命を延伸しつつ、医療費・介護給付費の伸びを抑制して社会保障制度を持続可能なものとするためには、生活習慣病対策は重要課題の一つである。本研究事業は、科学的根拠を提供することにより、生活習慣病対策分野に多面的に貢献することを目的とする。

2. 研究事業の成果

- 「健康づくりのための身体活動・運動の実践に影響を及ぼす原因の解明と科学的根拠に基づく対策の推進のためのエビデンス創出」（令和4～6年度）では、身体活動・運動分野の最新のエビデンスレビュー等を実施し、令和5年度開催予定の身体活動・運動に係る基準改定の検討会の資料となる、身体活動基準2013・身体活動指針の改定案の基礎となる資料を作成した。
- 「特定健康診査および特定保健指導における問診項目の妥当性検証と新たな問診項目の開発研究」（令和3～5年度）では、特定健康診査で使用される「標準的な質問票」の質問項目・回答選択肢の修正に資する資料を作成し、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会における審議に用いた。また、「標準的な質問票の解説と留意事項」を最新の科学的知見やガイドライン等を踏まえるとともに、より現場で使いやすいよう改訂を行った。この「標準的な質問票の解説と留意事項」は検討会等を経て「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に掲載された。
- 「脳卒中の急性期診療提供体制の変革に係る実態把握及び有効性等の検証のための研究」（令和2～4年度）の成果を踏まえ、「脳卒中疑い患者に対して主幹動脈閉塞を予測する6項目の観察指標」が関連学会より提言された。この提言に対する消防庁での議論を踏まえ、「脳卒中疑い患者に対して主幹動脈閉塞を予測する6項目の観察指標を利用している消防本部数」が、第2期循環器病対策推進基本計画及び第8次医療計画における指標として活用されることとなった。

3. 成果の評価

生活習慣病及びその合併症の増加により、それらへの対策の社会的需要は高まっている。科学的根拠に基づき、保健・医療の質の向上に資する成果を数多く産出する本研究事業の持つ意義や必要性は高い。また循環器病については、循環器病対策推進基本計画にしたがって、健康寿命の延伸に資する成果が期待される。

本研究事業は、「健康日本21」の方向性にしたがって、研究成果を効率的に施策に反映できる仕組みを構築している。研究事業の評価においては、多岐にわたる専門の委員で構成される評価委員会を開催し、専門的な評価を取り入れることにより効率的な研究事業の推進を図った。

本研究事業の成果は、生活習慣病対策や健康づくりに対する施策のエビデンスとして、

施策の検討・実施のみならず治療・予防のガイドライン策定にも活用された。これらの成果は、生活習慣病予防のための正しい知識の普及や医療の質の向上に還元されており、その有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

「健康日本 21（第三次）」の推進に向けて、身体活動・運動分野や、休養・睡眠分野、骨粗鬆症検診分野等の各領域で、各指針やマニュアル改訂に資するエビデンスを創出する必要がある。

また、循環器病においては、回復期以降の医療機関における医療体制や在宅医療の強化、デジタル技術を活用した診療の推進など、第2期循環器病対策推進基本計画で今後取り組むべき重要な課題として取りまとめられた内容についての研究を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

女性の健康の包括的支援に係る提言や法案において指摘されている女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを、地域や職域において、専門的かつ総合的に提供する体制の整備、人材育成、情報の収集、女性の健康支援の評価手法を構築するための基盤を整備する。

2. 研究事業の成果

○ 「多様な世代の女性に対する情報メディアを通じたアプローチの実践と情報発信基盤の構築に向けた研究」(令和2～4年度)では、女性の健康に関するホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」のアクセス状況を解析し、解析結果を参考にして情報更新を行った。その結果、直近1年間のPV数が明らかな上昇トレンドに転じた。また、多診療科連携に資する診療ガイドブックをebook化し、その内容に沿った研修を実施し、eラーニングシステムを構築した。

○ 「保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究」(令和3～5年度)では、前班で作成されたウェブサイト「まるっと！女性の健康教育プログラム」の試作版をもとに、改訂・改良を行い、再構築している。女性支援における重要な観点と位置づけられるプレコンセプションケアのコンテンツ充実も図り啓発を進めている。同時に、アフターコロナ・ウィズコロナの新しい日常における健康課題解決のための基礎情報収集を行っている。

3. 成果の評価

女性の健康に関するホームページ作成によって、健康に関して様々な情報が世に溢れている中で、女性の健康に関する情報を一元的にまとめ、信頼できる情報基盤を整備し、必要な情報をタイムリーに提供する体制を確立できたことは、女性の健康を包括的に支援する上で行政的意義は大きい。また、今後の女性活躍社会において学校保健や企業、医療機関を含めた多様な関係者が連携して、女性の健康施策を進めていくことは、女性の社会参加の基盤となる健康面の質を高めることにつながり、さらに、社会・経済活動の活性化にもつながるものであるため、国益に直結しており、社会的価値が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

女性の健康の包括支援のためには、医療、保健、福祉、教育、労働といった様々な分野の視点から包括的な支援が必要である。背景となる女性の雇用・経済的状況、地域社会・生活環境といった社会的決定要因が生活習慣、健康状態に及ぼす影響を新型コロナウイルス感染症流行やポストコロナの特性も踏まえて明らかにした上で、その効果的な介入方法・支援方法を開発する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法）において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

2. 研究事業の成果

令和4年度の指定難病の追加において、指定の根拠となる科学的知見を提供した。例えば、「MECP2 重複症候群及び FOXP1 症候群、CDKL5 症候群の臨床調査研究」（令和4～5年度）、「びまん性肺疾患に関する調査研究班」（令和2～4年度）等による成果に基づき、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会において検討が行われ、MECP2 重複症候群、線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）等が新たに指定難病として指定された。

3. 成果の評価

本研究事業の研究班により、全ての指定難病の研究が行われ、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の関連疾病についても広く研究対象としている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児・成人の研究者間の連携も十分に取られた。各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践した。引き続き、指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行うため、幅広く稀少・難治性疾患に関する情報の収集を継続するべきである。また、法や制度の見直しに資するエビデンスの提供も随時行われた点は高く評価できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

難病法・改正児童福祉法の法改正に係る審議会において指摘されている小児慢性特定疾病小慢自立支援事業や移行期医療の充実に向けた研究を指定研究との連携のもと推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。

	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。
--	--

と判断される。

1. 研究事業の概要

慢性腎臓病（CKD）の医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図る。具体的には 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で 10%減少）とすることを目標としている。

2. 研究事業の成果

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築」（令和 4～6 年度）において、CKD 対策ブロック会議を実施し、対策の進捗や問題点を検討し、地域の実情に即した診療連携体制構築の推進に向け課題を抽出・共有した。また、「腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究」（令和 4～6 年度）と連携し、CKD 診療や CKD 対策の立案に資するデータベースを構築し、各都道府県における診療連携体制構築の取り組み、腎臓専門医数、腎臓病療養指導士数、新規透析導入患者数（人口当たり・年齢調整）の年次推移等を研究班のホームページで公開した。

「慢性腎臓病（CKD）患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究」（令和 2～4 年度）において、多職種介入における腎保護効果のエビデンスを示し、多職種介入を標準化するためのマニュアルを作成した。

「慢性腎臓病患者（透析患者等を含む）に特有の健康課題に適合した災害時診療体制の確保に資する研究」（令和 2～4 年度）において、災害時に透析医療を継続するために透析施設、自治体、透析患者および介護事業者等に対する提言を作成した。

3. 成果の評価

平成 30 年に取りまとめられた「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」では、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図るなどを全体目標とし、地域における CKD 診療体制の充実や 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で約 10%減少）とするなどが成果目標

（KPI）とされている。普及啓発と人材育成、医療連携体制の構築、診療水準の向上、研究の推進の 5 つの個別対策が掲げられており、腎疾患対策のさらなる推進に寄与する研究が必要である。「報告書」は自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境となっており、効率的に研究が実施された。また「報告書」の KPI が達成されれば、患者 QOL の向上と共に医療経済上の効果も期待できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

腎臓病診療に関するオールジャパン体制を構築し、関連団体や行政等との連携を図るとともに、腎疾患対策の進捗管理を行う必要がある。今後は、データベースなどを活用した事業の進捗を評価する指標を検討し、導入することが望まれる。さらに、地域での診療連携体制構築を目指す研究班や地域における透析導入数減少目標を設定した自治体と

連携して、地域別対策モデルを立案・実行したうえで全国的な横展開を行う必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

社会問題化した免疫アレルギー疾患の診療の連携体制を整備し、予防、診断及び治療の医学的水準の向上と、免疫アレルギー疾患患者が安心して生活する上で欠かせない社会的ニーズに答えることを目的として研究を行い、得られた成果で診療ガイドラインの作成等を実施している。

2. 研究事業の成果

「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤及び評価基盤の構築」では、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略（以降10か年戦略）」における各研究戦略の実装および進行状況の評価した。「アレルギー疾患患者（乳幼児～成人）のアンメットニーズとその解決法の可視化に関する研究」では、令和元年度に出版された「小児のアレルギー疾患保健指導の手引き」が改訂された。また、「アレルギー疾患の多様性、生活実態を把握するための疫学研究」では、全都道府県に設置された拠点病院から得られた令和4年度の最新の疫学データが発表された。「各都道府県におけるアレルギー疾患医療連携体制構築に関する研究」においては、成人の食物アレルギーなどの疾患の診療が可能な施設が拠点病院を含めて少ないことなどが明らかとなった。

3. 成果の評価

「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤及び評価基盤の構築」では、アレルギー疾患対策の方向性と、現実に臨床医や研究者が推進できる研究の方向性の実態を明らかにし、今後実効性の高い事業や研究公募案を策定する上で効果は大きい。「アレルギー疾患の多様性、生活実態を把握するための疫学研究」においては、全都道府県に設置された拠点病院において疫学調査を行う手法を確立でき、拠点病院における研究協力体制を構築し、アレルギー疾患の有病率を調査する基盤的役割を担った点で、効率性が高かった。「各都道府県におけるアレルギー疾患医療連携体制構築に関する研究」では、今後の都道府県拠点病院の運営や体制維持を講じる上で直接的に貢献すると考えられる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

アレルギー疾患の特性として、発症年齢、重症度、予後の多様性があることが挙げられ、これらを層別化するためには、調査手法、質問項目などをさらに工夫して、継続して効率的に疫学調査を行うべきである。また、リウマチ医療においては、診療ガイドラインのアップデートが近年進められてきたが、リウマチ患者に対する医療費や介助に係る社会的な支援は不十分であり、均てん化された専門診療なども発展途上にある。これを解決していくためには、リウマチ医療提供体制の実態調査を踏まえた見直しを進めるべきである。

また、令和5年度には花粉症がわが国の社会問題として取り上げられた。花粉症の特徴は高い有病率に起因する高額な医療費と仕事に与える影響等による経済的損失が注目されており、対症療法およびアレルギー免疫療法（特に舌下免疫療法）の治療効果と経済

的影響を調査する必要性が急速に高まっており、新規に実施していくべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

移植医療は、患者にとって疾患の根治を目指す重要な治療法である一方で、任意・善意の下でのドナーによって初めて成立する医療でもあり、その意思を最大限尊重する必要がある。ドナーやレシピエントにかかる身体的・心理的・経済的負担を軽減することが移植医療における大きな課題であり、また、ドナーの安全性を確保しつつ、適切な提供の推進を図ることが必要不可欠である。

2. 研究事業の成果

臓器移植分野では、入院時重症患者対応メディエーターの有用性が明らかとなり、令和4年度診療報酬改定で「重症患者等に対する支援に係る評価」が新設された。また脳死判定目的の転院搬送の課題の抽出を受けて、今後「臓器提供手続きに係る質疑応答集（移植医療対策推進室室長通知）の改正をする予定である。さらに臓器提供時における虐待の疑いの除外に係る課題を受けて、令和4年7月20日に「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針の改正が行われた。

造血幹細胞移植分野においては、ドナー安全情報の一元管理システム等を構築し、安全面においてドナー年齢の引き下げに問題がないことが示された。また臍帯血バンク等を対象としたアンケート結果をもとに、「移植に用いる臍帯血の品質確保のための規準に関する省令の運用に関する指針（ガイドライン）」の見直しが検討される予定である。

3. 成果の評価

臓器移植分野については、平成22年の改正臓器移植法の施行により可能となった家族承諾による臓器提供について、体制整備に必要な知見を収集し、現状で少ない臓器提供を適正に増加させることが重要である。造血幹細胞移植については、若年層のドナー確保、コーディネート期間の短縮、末梢血幹細胞移植の普及、臍帯血の安定的な確保などの課題に取り組む必要がある。

臓器移植分野では、臓器提供のプロセスに関する網羅的な解説書の発刊、提供施設のみで臓器提供を完遂するためのマニュアルの作成等により、提供施設の基盤整備が推進された。造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成、臍帯血バンクの実態調査等が行われ、得られた結果が関係機関に共有されて、移植医療基盤の改善に役立てられてきた。引き続き、普及啓発活動により国民の理解と協力を得ながら、臓器提供数の増加、造血幹細胞の適切な時期での提供に特に重点を置いて移植基盤が整備されるべきである。また、レシピエント・ドナー双方の安全性改善に直結しやすい課題や普及啓発活動に関する研究について効率的に研究を遂行すべきである。

4. 改善すべき点及び今後の課題

臓器移植分野では、臓器提供のプロセスにおける課題の抽出や解決、それによる提供施設の基盤整備が重要である。都道府県等の単位での新たな普及啓発モデルを幅広く展開

し、医療従事者に対する移植医療の教育や啓発に取り組むべきである。

造血幹細胞移植分野では、若年ドナー、幹細胞の採取・提供に至るドナーを継続的に新規確保し、造血幹細胞提供体制を強化し、より質の高い臍帯血を移植待機者に提供するための検討を進め、移植を必要とする患者に最適な時期に造血幹細胞を提供できる機会が確保されるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

慢性の痛みは器質的要因、心理的要因、社会的要因が複雑に関与して増悪・遷延しており、多くの国民のQOLの低下を来す一因となっていることから、本研究事業では、痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、地域医療との連携、疼痛医療の水準の向上及び全国的な均てん化を図るための研究を実施している。

2. 研究事業の成果

「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和4～6年度）において、健康局にて実施している慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業と連携した教育研修を通じた人材育成と、慢性疼痛患者のデータベースの構築を行った。また、痛みセンターを令和4年3月末時点で全国38箇所まで拡大した。慢性疼痛総合対策の普及・啓発（総合的な痛み情報ポータルサイトのホームページ）と地域の各痛みセンターの診療（検査、治療）の状況をアップデートした。

3. 成果の評価

研究班において、器質的な面だけでなく、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、多職種連携体制で多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターの条件を整理し、診療体制の構築に寄与した。また痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及することで、より身近な医療機関で適切な医療提供が可能となった。さらに痛みセンターにおいて、診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群の抽出、診療に関するエビデンスの集積を効率的・効果的に実施し、慢性疼痛診療の普及が図られた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

今後は、レジストリ構築、痛みセンターにおける慢性疼痛診療のエビデンス蓄積、慢性疼痛診療ガイドラインの普及を進める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

高齢者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防や重度化防止の手法、及びそれらを効果的・効率的に提供できる体制・手法の開発等を目的としている。

2. 研究事業の成果

「PDCA サイクルに沿った介護予防の取り組みを推進するための自治体向け手引き」、
「介護保険施設等における栄養関連連携モデル運営マニュアル」（ICT の活用を含む）、
「介護領域におけるリハビリテーションを効果的に実施するための手引書」等が作成された。

3. 成果の評価

「PDCA サイクルに沿った介護予防の取組推進のための通いの場等の効果検証と評価の枠組み構築に関する研究」の成果は、介護予防推進に貢献するものであり、「高齢者の自立支援・重度化防止を効果的に進めるための栄養専門職と介護職等による栄養・食生活支援体制の効果検証のための研究」は現在、急速に普及・拡大している ICT を活用した栄養介入の方法が示され、新しい領域における介護報酬等、政策を考える上で有用な成果であった。「介護領域におけるエビデンスに基づく高齢者のリハビリテーションの適応等についての研究」は今後、介護現場におけるリハビリテーション実施において、活用されることが期待される。

4. 改善すべき点及び今後の課題

「非日本語話者である要介護高齢者の在宅等における慢性期の医療ニーズ対応時の安全管理対策整備のための研究」については、インタビューおよびアンケート調査が行われ、非日本語話者である要介護高齢者の課題が一部提起されたが、対案提案が少なく、研究成果は不十分であった。本課題については、外国語や社会学等にも見識を持つ専門家を広く集めた、別の研究体制が必要である。テーマとしては重要な分野であり、今後も研究を推進して検討していくことが望まれる。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

認知症施策推進大綱の5つの柱からなる施策に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進するために、必要な課題抽出と検討、疫学調査、予防的介入法の開発・検証などの研究が進められている。

さらに、令和5年6月14日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においては、基本的施策の一つとして研究等の推進等が掲げられている。具体的には、認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法などの基礎研究及び臨床研究、成果の普及等、また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等が規定されている。

2. 研究事業の成果

「認知症の家族のための『パーソナルBPSDケア電子ノート』と『疾患別認知行動療法プログラム』の開発と効果検証のための研究」（令和2～4年度）では、認知症の家族介護負担軽減と患者のBPSD（行動・心理症状）の軽減を目指した電子デバイス活用の有効性が示された。「認知症者における抑うつ・無気力に対する治療法に関するエビデンス構築を目指した研究」（令和2～4年度）では、BPSDの抑うつ・無気力などの症状の重要性を取り上げ、文献レビュー、施設調査を確実に進め、新規性の高い結果も得ることが評価された。「認知症施策の評価・課題抽出のための研究：領域横断・融合的アプローチと大規模データベースの実践的活用」（令和2～4年度）では、認知症施策推進大綱における共生と予防について学際的視点から取り組み、認知症自立余命というスケールを新たに開発し、医療資源や都会度よりも社会経済の要因が大きく関連することを市町村別に示すなどの成果が得られた。

3. 成果の評価

本研究事業で作成した手引きや明らかになった課題は、今後認知症施策を推進する際に活用されるため、その必要性は高く、行政的意義は大きい。

研究は目標をおおむね達成しており、その成果については今後周知を行い、現場で活用されることが期待される。また事前評価委員による審査、採択に加えて、担当官による進捗管理、中間・事後評価委員による評価等を通して研究計画の着実な実行に向けた体制が構築されており、各研究課題においても既存の蓄積されたエビデンスを活用し効率的に研究が推進できるように配慮されている。

認知症者が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の促進及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、科学的知見に基づく研究の成果を広く国民が享受できる環境整備に資する。

4. 改善すべき点及び今後の課題

認知症に関する研究は目標達成に向けて順調に進捗している。しかし、認知症者の増加に伴い、認知症に関連した課題は複雑・多様化しており、認知症に係る研究についてさらに強化・充実・継続すべきである。今後とも認知症施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性を見直しを行うことによってより一層効率的に研究を推進するべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

わが国の障害者数は人口の約7.6%に相当するとされており、障害者数全体は増加傾向にある。また、在宅・通所の障害者が増加し、高齢化も進んでいる。この現状に鑑み、障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できるように実施している多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施ができるよう研究事業を実施する。

2. 研究事業の成果

身体・知的・感覚器等障害分野では、障害児・者の実態に即した調査票について検討され、最新の施策に基づく調査事項の追加や、他の統計調査との整合性が確保された調査票（案）を作成した。その案に基づき作成された調査票によって令和4年度予算事業である「生活のしづらさ調査」が実施された。同調査結果は令和5年度予算事業にて集計中であるが、今後の支援・施策の在り方の検討につながる成果が見込まれる。また、リハビリテーション関連職等による適切な支援機器の選定・導入運用のための「支援機器の選定・導入ガイド」が専門職の試行を経て作成されたことにより、簡便で統一的な手法による支援機器の選定・導入が可能となった。補装具費については、ウクライナ危機に端を発する急激な物価高騰等の影響を把握するため、補装具の原材料価格、仕入価格及び人件費についての調査が迅速に行われ、令和6年度告示改正に向けた基礎資料が作成された。

精神・障害分野では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するうえで必要な精神保健医療福祉サービスについて、各市町村や医療機関の実態を把握する調査や、研修プログラムの開発等が行われた他、次期医療計画の指標例や基準病床算定式が提案された。

なお、精神保健医療従事者による、新型コロナウイルス感染症や自然災害等に起因した心のケアに対する研究においては、研修会及びマニュアルの効果検証研究への参加人数が少数に留まったため、有用性に限界があり、不十分な成果であった。

3. 成果の評価

身体・知的・感覚器等障害分野では、令和4年度予算事業「生活のしづらさ調査」が実施されたことにより、今後の支援・施策の在り方検討につながる成果が見込まれること、またリハビリテーション支援機器の選定・導入運用のための「支援機器の選定・導入ガイド」により簡便で統一的な手法による支援機器の選定・導入が可能となったこと、補装具費に関する令和6年度告示改正に向けた基礎資料が作成されるなど、行政的に意義の高い成果が得られた。

精神・障害分野では、エビデンスに基づく具体的かつ実現可能な政策提言に向けた調査

が効率的に行われ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、及び多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する成果が得られており、行政的に必要性の高い研究であった。

4. 改善すべき点及び今後の課題

精神保健医療従事者による、新型コロナウイルス感染症や自然災害等に起因した心のケアに対する研究においては、研修会、及びマニュアルの効果検証研究への参加人数が少数に留まり、有用性について限界があった。今後の研究においては、個々の課題の目的が達せられるよう、調査方法等についての慎重な検討をすべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和4年度 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「成果に関する評価」

(408,630千円)

1. 研究事業の概要

感染症の潜在的なリスクに備え、必要な行政の対応について科学的根拠を示し、感染症から国民の健康を守ることを目的に、危機管理事案の発生時に直ちに正確な病原体診断を全国規模で実施できるようなラボネットワークの整備、感染症指定医療機関の機能の充実、また、適正かつ継続的な予防接種政策を行うための有効性・安全性の検証に資する疫学研究、データベースの構築、及び費用対効果に関する研究等が行われている。

2. 研究事業の成果

新型コロナウイルス感染症を中心に、数多くの特筆すべき成果が得られた。具体的には、新型コロナウイルス感染症の診療の手引きが、新たな知見を踏まえて改訂された（令和5年6月13日現在第9.0版）ほか、次なるパンデミック対応に備え、各自治体が体制構築を図ることができるよう、予防計画の手引き（案）が作成された。新型コロナワクチンについて、国内における有効性について疫学的な評価を行い、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において報告されたほか、新型コロナワクチン接種に関する手引きが作成された。国内で新たに発生したサル痘（エムポックス）に対して国産細胞培養痘そうワクチンの曝露前・曝露後接種による有効性と安全性の評価が行われた。さらに、薬剤耐性（AMR）アクションプランの更新に関わる資料が作成され、厚生労働省ワンヘルス動向調査報告書の作成に貢献した。

3. 成果の評価

本研究事業は、厚生労働行政に直結する社会的要請の強い諸問題に緊急的に対応するために不可欠である。研究の目標や計画は、感染症危機管理事案発生時のみならず平時から感染症の発生に備えた体制を構築できるよう効率的に設計されている。プログラムオフィサー（PO）による定期的な進捗管理の導入等を行い、事業全体の効率性の推進を図った。体制整備や感染症に関わる人材育成、医療従事者や地域を対象とした手引きやマニュアル、市民への啓発活動に加え、新型コロナウイルス感染症等の体制整備やAMR、サーベイランス等、公衆衛生上有益である行政施策に直結する成果を多く産出し、社会的な貢献が大きいものと評価できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

行政的に緊急に解決が必要な課題について、短期間でより効果的な成果を得るため、研究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が重要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

エイズに関する研究を総合的に実施することで、新規 HIV 感染者数及び検査を受けないままエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合を減少させるとともに、診断された HIV 感染者・エイズ患者に対して適切な医療を提供できる体制を整えること、さらに HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

- ・郵送検査キットを利用した HIV 検査を行ったことで、他の感染症流行下、医療機関で検査を受けにくい状況でも実施可能な HIV 検査手法を構築することができ、HIV 感染者の早期発見・早期治療につながった。
- ・MSM (Men who have sex with men) における PrEP (HIV 感染症の曝露前予防) の有効性を明らかにして、日本エイズ学会の協力のもと、「日本における HIV 感染予防のための曝露前予防 (PrEP) 利用の手引き」を策定した。
- ・従来は調査票の送付によって行っていたエイズ診療状況に関する情報収集を、G-MIS (医療機関等情報支援システム) を使用した方法に移行させ、正確度を高めた。
- ・最新の知見を収集し「抗 HIV 治療ガイドライン」の改訂版を発行した。国内の HIV 診療の重要な指針として活用されることが期待される。

3. 成果の評価

本研究事業の成果は今後の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の改定に活用される。また HIV 検査の受検率の向上に向けた取り組み、医療サービスへのアクセス向上など、国内の HIV 感染症の早期発見・早期治療、適切な医療体制の構築に貢献しており、行政的意義が大きい。

また研究の推進にあたっては、「エイズ対策研究事業の企画と評価に関する研究」班により、エイズ関連事業の各研究課題の研究代表者による発表の場を設定して、研究班相互で進捗状況を共有し、研究の重複や間隙の発生を防止し、研究を効率的に遂行した。

4. 改善すべき点及び今後の課題

HIV 感染者及びエイズ患者の早期発見・早期治療開始に有効な研究成果が得られてはいるが、日本ではエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合は、依然として約3割で減少傾向を認め難い。検査を受けないままエイズを発症する者の割合を減少させるために、各地域の医療体制の実態把握や課題抽出を行い、アクセスが更に容易な新たな検査体制モデルの構築をすべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の趣旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、基盤となる疫学研究や、診療体制や社会基盤の整備、偏見・差別の防止等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

2. 研究事業の成果

①肝がん・重度肝硬変患者のNCDデータを用いたレジストリシステムの構築及びその応用、②肝炎ウイルス検査の受検率向上に資するNudge理論（自然に行動変容を促す理論）の応用による受検率の向上、職域における肝炎ウイルス検査促進のためのD&I研究（様々な手法を用いて、エビデンスのある介入法が効果的に取り入れられているかを検証する研究）を用いた解析、③非ウイルス性肝疾患を含めた肝炎医療コーディネーターの適切な養成方法と配置、肝炎医療コーディネーターマニュアルの作成、④NDBデータを用いた肝炎ウイルス患者の将来推計、⑤肝炎啓発資材として作成されたエデュテインメント資材の機能検証、⑥差別・偏見を解消するための若年層への啓発資材開発等、が挙げられる。特に職域における肝炎ウイルス検査の促進のための解析は、外的な働きかけとしての厚生労働省4局による通達の発出に活用され、特筆すべき成果である。

3. 成果の評価

肝炎対策基本法及び、同法に基づく肝炎対策の推進に関する基本的な指針において、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。このため、受検促進、適切な肝炎医療の推進、新たな感染や偏見・差別の防止、地域における診療連携体制の構築、疫学研究、肝炎対策の評価といった肝炎総合対策に対して幅広く研究が実施されている。

これらの成果は、肝炎ウイルス患者の円滑な受検・受診・受療の促進、肝炎についての知識の普及に関わる資材の開発、社会の多様性や地域の実情に応じた肝炎総合対策を実施していくために重要である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本邦には未受検、未受診、未受療の肝炎ウイルスキャリアが依然多く存在する。従って、政策として受検者の感染者が判明した際に、受検・受診・受療を円滑に促進する取組や、定期的に医療機関を受診していない者へ受診を促す取組が必要である。これらの取組においては、肝炎医療コーディネーターの活躍が期待されており、今後、肝炎医療コーディネーターを含む多職種の実効性のある結果が求められる。

また、肝炎患者等に関する偏見・差別への対策、肝がん・肝硬変の病態別の実態把握、地域における病診連携推進を全国に均てん化する取組、肝炎施策が効果的に実施されているか評価する方法の開発なども重要な課題として挙げられ、各指標の評価が必要となる。令和4年3月に改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針では、職域に

おける肝炎ウイルス検査の促進や陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組の推進、肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方についての検討等が明記されている。新規治療等の導入やその推進が我が国の肝炎医療に及ぼす効果の検証に加え、地域毎のキャリア数の実態把握などより詳細で正確な疫学データの収集解析が効果的な政策立案のため必要であり、引き続き研究事業が進められるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

少子高齢化の進展や医療ニーズの多様化・高度化により医療を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで安心できる国民生活を実現することを目的として、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の育成・確保、医療安全の推進、医療の質の確保等に資する研究を実施している。

2. 研究事業の成果

第8次医療計画における指針策定及び指標例の見直しのための資料、医師確保計画策定ガイドラインの見直しのための資料、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」における目標値設定、外国人患者の効果的な受入環境整備の在り方について具体的な検討を始めるための基礎資料などの成果が得られた。

なお、病院薬剤師へのタスク・シフト/シェア普及に対する阻害要因の把握とその解決に向けた調査研究においては、令和4年度に実施したインタビュー調査及びアンケート調査の成果が十分に得られなかった。

3. 成果の評価

本研究事業では、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できる医療提供体制の構築に資する研究が実施されており、必要性が高い。

医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則2年以下とし、評価委員の意見を反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ定期的な進捗管理が行われた。また、行政ニーズを踏まえて、今後重要な政策課題に関する検討会の基礎資料として活用すること等を前提にして研究課題を設定して、効率的に施策に反映された。多くの研究課題の成果が行政施策に反映されており、有効性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、政策上の課題を解決するため、これまで多くの調査や検証を実施してきており、今後も過去の研究成果や、同一研究課題においてすでに得られた研究成果を踏まえた上で、研究を遂行するべきである。

「病院薬剤師へのタスク・シフト/シェア普及に対する阻害要因の把握とその解決に向けた調査研究」（令和4～5年度）については、アンケート調査の成果が不十分であったことを踏まえ、今後は関係団体への働きかけなどを通じてアンケートの回収率の向上に努めるべきである。

また、本研究事業の成果が広く地域医療の現場等に周知され、医療体制の充実、新たな医療情報通信技術の普及、人材育成の促進等に活用されるよう、実用性を高めるような取組を推進するべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場形成の促進に関して、労働安全衛生行政の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

高齢労働者の労働災害を防止するため、基礎的身体機能に関するセルフチェックリストを作成するとともにプログラム化した。また、事業場における安全衛生対策の定着を図るため、建設工事の設計段階での安全衛生対策事例を収集し、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」の改正の基礎資料とした。さらに、主に上場企業における労働災害の発生状況や災害防止対策等の非財務情報の開示状況を整理し、健康経営優良法人認定制度における開示情報の追加に関する基礎資料として活用しているほか、これらの成果について第14次労働災害防止計画における安全衛生に取り組む企業が社会的に評価される環境作りの検討資料として活用する予定である。このほか、フリーランスの業界団体に対して自主的に策定されている安全衛生対策の指針等の事例を収集するとともに、フリーランス個人及びプラットフォーマー等関係事業者に対して安全衛生対策の取組や費用負担、補償の仕組み等についてアンケートを実施し、当該結果を「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の基礎資料として活用した。

3. 成果の評価

近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は前年比で増加している。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となり、これらへの対策に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組みを推進することも求められている。さらに、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害防止対策も必要となっている。

一方で、テレワークの定着が目標となる中で、オフィスでの勤務との違いを踏まえた労働者の心身の健康管理が求められている。また、すべての女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現を目指して女性の健康の包括的な支援が求められている。

これらの課題を解決し、また、労働災害防止計画に沿って、計画的に科学的な知見に基づいた制度改正や労働基準監督署による指導を通じて労働者の安全と健康の確保を図っていくためには、本研究事業の効率的な実施を通じて科学的根拠を集積し、もって行政政策を効果的に推進していくことが不可欠である。

なお、労働安全衛生においては非常に多くの政策課題があるが、限られた事業予算の中で最大限の効果を得るために、特に優先すべき重点課題を設定して、課題を採択した。また、研究費の配分においても、外部専門家による評価等を踏まえて、重点課題に直結した成果を得られる研究を実施できるよう必要額を精査しており、効率性は高い。

さらに、令和4年度は上記のような問題に対応した17件の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる有効な成果が得られた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

より一層行政需要に沿った研究を実施するだけでなく、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」、「成長戦略（2021年）」、「第14次労働災害防止計画」等を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

国民の健康に直結する食品安全に係るリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

2. 研究事業の成果

「加工食品の輸出拡大に向けた規格基準設定手法の確立のための研究」では、加工食品の残留農薬による暴露量推定ツールを開発した。

「食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究」では、食品中の放射性物質の非破壊検査法の科学的評価を行い、検査法の通知発出、情報発信方法の改善を行った。

「と畜・食鳥処理場における HACCP 検証手法の確立と食鳥処理工程の高度衛生管理に関する研究」では、食肉処理工程における微生物評価内容の精度検証を行い、HACCP 検証手法の通知改正に寄与した。

「食品行政における国際整合性の確保と食品分野の国際動向に関する研究」では、コーデックス規格策定に本研究事業で得た科学的知見を提供し、日本政府の対応を支援した。また、国民にコーデックス委員会等食品安全に係わる国際機関の役割を紹介した (World Food Safety Day 2022 シンポジウム)。

3. 成果の評価

国内外の食品安全確保に関する新しい科学的根拠や検査法の開発など、食品等の安全性確保に効果的、効率的に寄与する多くの研究成果が産出され、それらは行政による監視、検査、基準値の見直しなどの施策に有用で、かつ通知の発出、厚労省の HP 情報発信にも有効であった。

国際機関 (コーデックス) の規格策定に必要な科学的根拠を提供し、日本政府の対応を支援することは、1次産品、食用加工品等の拡大を目指す政府の方針に合致するものである。

リスクコミュニケーション手法の開発・推進は、消費者の信頼を高め、食品の安全性に関する情報や取組の可視化・透明化につながる。また、科学的根拠に基づいた情報を提供することで、消費者の安心感を高める役割を果たした。

さらに、「食品の安全確保推進研究事業の総合的推進のための研究」によって、個別の研究班の成果の質の向上、及び事業全体の効率的な運営と総合的な成果の向上がなされた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を与える研究、リスク評価やリスク管理に資する研究などは重要であるため、引き続き推進する必要がある。また、政府一体で進められる農林水産物・食品の輸出促進を見据えた研究を推進していく必要がある。

さらに、個々の研究班 (特に若手研究班) の成果の質の向上や、研究班間の横断的な情

報交換等により、効率的・効果的な研究の実施を図るとともに、総合的研究が実効的に遂行されることが必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明や漢方薬を用いたカネミ油症の治療法等の開発等が行われている。

2. 研究事業の成果

油症2世・3世における健康調査を開始し、ダイオキシン類の世代に渡る慢性影響の検証を進めており、人類に対するダイオキシン類の影響の解明に資する研究成果が期待される。

また基礎的研究においては、ダイオキシン類の受容体であるAHRの働きに着目し、培養細胞・動物実験を用いた実験が継続して行われた。そして九州大学病院油症ダイオキシンセンターの研究業績に基づいた、AHRの働きを調節して病態を改善する治療用AHR調節薬（Therapeutic AHR-Modulating Agent, TAMA）による炎症性皮膚疾患の治療（国内第III相試験）を令和4年度より開始した。

3. 成果の評価

カネミ油症の診断・治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るための研究が推進されており、行政的意義が大きく、また油症患者等にとっても極めて重要である。また、研究事業の成果は、患者に対して直接的に、また医療従事者へも直接的に提供されるなど、効率的に研究から施策への移行がなされた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

カネミ油症の疫学調査や漢方薬等カネミ油症の症状を緩和する可能性のある新たな治療薬などについても研究を進める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和4年度 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業 「成果に関する評価」

(748,174千円)

1. 研究事業の概要

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等の薬事行政における各種制度における課題に対して、政策を実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

2. 研究事業の成果

国内外におけるプログラム医療機器の規制状況や事例の調査等が行われ、令和5年3月にプログラムの医療機器該当性に関するガイドラインが改定された。危険ドラッグ成分等の迅速な識別法・鑑別法の開発が行われ、医薬品医療機器等法に基づく指定薬物への指定可否にかかる基礎資料として活用されるとともに、識別法・鑑別法は麻薬取締部等の関係機関に共有され、取締りに活用された。新型コロナウイルス感染症及びエムボックス（サル痘）に関連する献血制限についての検討により、新型コロナウイルスの既感染者やワクチン接種者等の献血制限が決定され、また血液製剤等に係る遡及調査ガイドラインが一部改正された。医薬品の店舗販売業における管理者要件の見直しに当たって管理者に求められる追加的研修について検討が行われ、提言がとりまとめられた。当該とりまとめを踏まえ、令和5年3月に医薬品医療機器等法施行規則が改正された。

3. 成果の評価

危険ドラッグ成分等の迅速な識別法・鑑別法の開発や、医薬品の店舗販売業における管理者要件の見直しに関する提言をとりまとめるなど、薬事行政における各種制度を検討する上で重要な成果があげられた。また、献血の推進や、血液製剤の安全性の向上及び安定供給にも寄与しているなど、本研究事業の行政的な意義は大きい。

研究班会議には必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画するなど効率的に研究が行われた。研究成果を踏まえ、関連省令や通知の改正をするなど、効率的、効果的な制度の運用がなされた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

個人輸入代行業者による未承認医薬品等の個人輸入が行われている現状に対し、偽造医薬品含め未承認医薬品に対する輸入監視手法の検討を行い、偽造薬や健康被害情報の提供を通じた国民に対する注意喚起を充実させる必要がある。

海外では、NPS（新規精神作用物質）による健康被害が報告されており、これらの物質がインターネット販売等を通じて国内に流入する可能性があるため、NPSに関する海外の情報の収集及び分析法・鑑別法の構築が求められている。

血液製剤の適正使用に係る「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」について、本研究事業の成果をもとに、地域の実状や科学的知見を踏まえた改定等を行い、更なる血液製剤の適正使用を推進する必要がある。

地域住民の予防・健康づくり等に必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が薬局には求められており、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムの中で果たすことができる役割をより明確にし、薬局薬剤師の地域への関与の深化を図る必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

化学物質によるヒト健康へのリスクに関して、化学物質の総合的かつ迅速な評価、新たな評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民生活の安全確保を目的として、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究等が実施されている。

2. 研究事業の成果

化学物質の有害性評価の国際提案に向けた研究では、皮膚感作性試験代替法を含むTG442Cの再改定及びin vitro免疫毒性試験の総説の作成が行われた。

室内空気汚染化学物質の標準試験法の開発・規格化に関する研究では、ISO/TC146/SC6 WG20において、日本が提案した「ODS固相ディスクまたはSDB共重合体カートリッジによるサンプリング方法と溶媒抽出・分析方法」がISO-16000-33のAnnex Bに追加されることが承認された。

急性吸入毒性試験の代替法に関する研究では、経気管肺内噴霧投与方法（TIPS法）による汎用性の高い吸入暴露評価法の開発に向け、TIPS法で得られたLD50値を全身吸入暴露におけるLC50と比較された。

3. 成果の評価

本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒトへの健康影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。研究事業の推進にあたり各研究課題で実施される班会議に所管課室の職員が出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理が行われた。また、得られた成果は、化審法、毒劇法、家庭用品規制法等の各施策への活用のみならず、国際的な試験法ガイドライン等の策定に直結するなど、国際貢献にも資するものである。

4. 改善すべき点及び今後の課題

リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていく必要がある。当該目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化及び高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性、シックハウス（室内空気汚染）の問題等、生活環境中の化学物質の安全性について調査や評価を進め、国民の不安解消、安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。また、化学物質に関する各種施策へと活用される研究成果が得られるような研究を一層推進していく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

安全・安心な国民生活の確保を目的とし、健康危機事象への対応に向けた研究を実施している。

2. 研究事業の成果

「自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究」（令和4～5年度）では、災害時の保健活動マニュアルの策定及び活用推進のための課題及び必要要件を明らかにした。

「水道の基盤強化に資する技術の水道システムへの実装に向けた研究」（令和2～4年度）では、水質変動や異常時における早期発見を目的とするシステム導入を目指して、監視すべき水質指標を特定し、それらを効率的に監視する技術を整理するとともに、当該技術を組み込んだ水道システムの評価や改良点等をまとめた。

「IoTを活用した建築物衛生管理手法の検証のための研究」（令和4～5年度）では自動測定器、IoTセンサーや、BEMSデータの活用可能性の検証などを行っており、これらの成果はデジタル原則に基づく新たな規制のあり方を検討するための科学的エビデンスとしての活用が期待される。

また、地方公共団体職員を受講対象とした令和4年度生活衛生関係技術担当者研修会において、令和4年度に実施した研究成果をそれぞれの研究代表者から講義を行うことで、最新の知見をフィードバックした。

「大規模イベントの公衆衛生・医療に関するリスクアセスメントおよび対応の標準化に向けた研究」（令和4～5年度）では、東京2020等大規模イベントを通じて、リスクアセスメントやその対応方法等の具体的なマシギャザリング（※）対策についての知見を集約し、関連する国際シンポジウムを開催した。

※一定期間、限定された地域において、同一目的で集合した多人数の集団（日本集団災害医学会）

3. 成果の評価

地域保健の成果の手引き、ガイドライン等は、地域の人材育成や、災害時の地域保健体制構築の充実等、全国の健康危機管理体制の底上げ、均てん化に寄与した。水道水質管理のための総合研究の成果は、水道水の要検討項目の目標値設定や、水質管理に有用な水質指標の設定といった持続可能な水道の構築検討に資する取りまとめに活用され、水道水質の向上等に寄与した。生活環境に関する研究の成果は、各自治体での活用や、事業者の監督衛生指導、建築物環境衛生管理基準の見直し等、生活環境の適切な保持に寄与した。テロリズムや大規模イベント対策における研究の成果は、国内のテロ対策の保健医療関係人材の裾野の拡大や危機管理体制の強化に大きな役割を果たした。自然災害対策の研究成果は、災害時保健医療福祉活動の包括的なマネジメント向上のための基礎資料として、対応能力の向上に寄与した。

4. 改善すべき点及び今後の課題

多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携及び地域住民との協働のあり方について、健康危機の発生防止、発生に備えた準備、発生時の対応のそれぞれの段階についての研究が実施されてきた。本研究事業は分野横断的対策と個別分野対策から成っており、時事の変化に柔軟に対応するためにも、平時と健康危機管理時の両面における行政機関の機能強化やマネジメントに関する研究推進を図ることが重要である。そのためには、今後、地方自治体や他省庁との連携をさらに充実させ、より実効性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、そのためには関連機関と連携した研究が必須である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和4年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

3) 終了課題の成果の評価

今回個別の研究成果の数値が得られた 372 課題 (361 課題) について、原著論文として総計 9,912 件 (9,758 件)、その他の論文総計 3,218 件 (3,059 件)、学会発表総計 11,089 件 (10,884 件) が得られている。表 2 に研究事業ごとの総計を示す。なお、1 課題あたりの件数は、原著論文 26.6 件 (27.0 件)、その他の論文 8.7 件 (8.5 件)、学会発表 29.8 件 (30.1 件) であった。

厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、診療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ 229 件 (214 件) であった。具体例としては、脳腫瘍診療ガイドライン小児脳腫瘍編 2022 年版、DHEAT 活動ハンドブックの改定版、健康づくりのための身体活動指針 (アクティブガイド) の改定案、PDCA サイクルに沿った介護予防の取り組みを推進するための自治体向け手引き、日本における HIV 感染予防のための曝露前予防 (PrEP) 利用の手引きの作成などの成果があった。

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響でデータ収集が難しかった、効果検証研究への参加人数が小規模に留まり、有用性について限界があった、標準的手法の作成の検討に時間がかかった、又アンケート調査が限られた対象であったといった理由で目的とする成果が不十分であった事例を挙げる事業が複数あったものの、終了課題のあった研究事業において学術的な成果が得られているほか、施策への反映又は普及啓発活動に資する成果が得られており、終了課題については、概ね有効な成果が得られていると評価できる。

なお、本集計は令和 5 年 6 月 23 日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり、論文、学会発表、特許の出願及び取得状況、施策への反映等の数については今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があることなども考慮する必要がある。

(注) 括弧内は、「成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (健やか次世代育成総合研究事業)」を除いた集計値。

表 2. 厚生労働科学研究費補助金の令和 4 年度終了課題の行政効果

研究事業	課題数	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)		その他(件)	
		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策への反映	普及啓発活動
政策科学総合研究 (政策科学推進研究)	6	69	8	9	117	101	18	0	0	0	2
政策科学総合研究 (統計情報総合研究)	4	16	9	1	0	38	11	0	0	0	1
政策科学総合研究 (臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究)	14	40	296	37	56	375	184	4	0	0	4
政策科学総合研究 (倫理的法的社会的課題研究)	1	29	127	63	9	219	5	0	0	6	7
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究	4	17	11	0	1	19	7	0	0	0	19
厚生労働科学特別研究	36	29	10	2	0	26	12	0	0	7	9
成育疾患克服等次世代育成基盤研究 (健やか次世代育成総合研究)	11	79	75	149	10	183	22	0	0	15	118
がん対策推進総合研究 (がん政策研究)	39	199	712	71	10	485	104	0	0	15	60
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究	27	29	372	69	4	186	27	0	0	5	22
女性の健康の包括的支援政策研究	2	24	58	0	0	12	3	0	0	0	0
難治性疾患政策研究	54	751	5,283	1,503	458	5,519	918	6	7	121	361
腎疾患政策研究	2	2	1	4	1	21	1	0	0	1	1
免疫・アレルギー疾患政策研究	3	1	2	1	0	15	2	0	0	0	0
移植医療基盤整備研究	3	8	6	1	0	9	0	1	0	1	5
慢性の痛み政策研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長寿科学政策研究	6	5	5	2	0	13	0	0	0	1	1
認知症政策研究	3	6	17	40	0	37	8	0	0	1	1
障害者政策総合研究	30	66	162	112	21	406	29	0	0	9	95
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究	18	42	152	23	2	118	33	0	0	6	8
エイズ対策政策研究	8	32	186	28	57	346	24	0	0	6	32
肝炎等克服政策研究	6	36	391	61	53	267	195	0	0	10	35
地域医療基盤開発推進研究	30	56	86	52	8	141	19	1	0	15	125
労働安全衛生総合研究	8	9	6	18	1	47	5	0	0	0	10
食品の安全確保推進研究	20	16	57	29	2	152	37	0	0	4	11
カネミ油症に関する研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究	21	35	138	100	22	257	37	0	1	4	62
化学物質リスク研究	5	9	108	0	0	274	31	0	0	0	0
健康安全・危機管理対策総合研究	11	18	11	11	0	70	21	0	0	2	78
総計	372	1,623	8,289	2,386	832	9,336	1,753	12	8	229	1,067

(注) 各集計数は、研究者によって「厚生労働科学研究成果データベース」に登録された件数（令和 5 年 6 月 23 日時点）を反映している。「厚生労働科学研究成果データベース」では元々の終了予定年度で課題を管理しているため、件数には令和 3 年度に終了予定だった課題（令和 3 年度から繰り越し令和 4 年度に終了した課題）は含まれない。また、研究終了の直後であるため今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があること、なども考慮する必要がある。

5. 研究事業全体の評価

令和4年度の厚生労働科学研究の成果を評価した結果、厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドラインや学習資材等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ229件(214件)であった。また、研究事業の成果は適宜、学術誌に掲載されるなどされており、終了課題に関する集計では9,912件(9,758件)の原著論文がある等、学術的な成果が示されていた。これらのことから、行政課題の解決に資する成果を挙げている研究事業があるものと判断できる。

公募研究課題については、行政的に必要な研究課題が公募され、新規分と継続分を合わせて応募課題数の88.3%(740/838)(88.5%(718/811))が採択され、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択・実施されていると考えられる。また研究の成果を踏まえた研究事業・課題の見直しも行われており、効率性は高いものと判断できる。

各研究課題に対する評価方法についても適宜整備されており、各研究事業の評価委員会の評価委員が各分野の最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されており、また、評価委員会における中間評価では、当初の計画どおり研究が進行しているか否か到達度評価を実施し、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、効率的に研究事業が運営されていると判断できる。

いずれの事業においても行政部局との連携の下に研究が実施されており、研究事業全体として、学術的な成果はもとより、施策の形成への反映等の行政への貢献の観点からも有効性は高いと評価でき、国民の健康・福祉の向上に一層資する研究がなされるよう、今後とも政策等への活用の観点も踏まえた研究成果の的確な評価委員会における評価及び評価結果を踏まえた研究の推進を図る必要がある。

(注) 括弧内は、「成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業)」を除いた集計値。